

労 審 発 第 1746 号  
令 和 8 年 2 月 26 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和8年1月27日付け厚生労働省発職0127第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和8年2月26日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和8年1月27日付け厚生労働省発職 0127 第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和8年1月27日

労働政策審議会 職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会  
労働力需給制度部会  
部会長 中窪 裕也

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和8年1月27日付け厚生労働省発職 0127 第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案はおおむね妥当と認める。